

障害者向け宅配サービス実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、身体の障害が原因で来館による池田市立図書館（以下「図書館」という。）の利用が困難な市民に対して図書館の資料の宅配サービスに係る業務を実施することに関し、必要な事項を定めるものである。

(対象者)

第2条 宅配サービスを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する池田市在住者であって、宅配サービスが図書館利用の唯一の手段であると認められるものとする。

(1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって次のいずれかに該当するもの

ア 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の身体障害者障害程度等級表（以下「等級表」という。）に定める肢体不自由1級から3級までに該当する者

イ 等級表に定める心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸若しくは小腸若しくはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害1級から3級までに該当する者

(2) 図書館長が特に必要があると認める者

(利用申請)

第3条 宅配サービスを利用しようとする者は、池田市図書館資料宅配サービス申込書（別記様式）により図書館長に申請しなければならない。ただし、身体の障害により申込書への記入が困難な場合は、図書館職員への口頭での申請により、これに代えることができるものとする。

2 図書館長は、前項による申請があったときは、宅配サービス利用の可否を決定し、遅滞なくこれを当該申請者に通知するものとする。

(貸出申込み)

第4条 前条の規定により宅配サービスの利用を認められた者は、口頭、文書又はインターネット予約により、資料の貸出しを申し込むものとする。

(貸出要件)

第5条 宅配サービスは、無料とする。

2 宅配サービスにおいて貸し出すことができる資料は、池田市立図書館が所蔵する図書、雑誌（最新号を除く。）CD、DVDとする。

3 CD又はDVDの貸出制限数は次のとおりとし、図書及び雑誌と合わせて8点までとする。

(1) CD 2点

(2) DVD 1点

4 貸出期限は、2週間とする。ただし、予約の入れられていない資料については、宅配サービス利用者の希望により2週間の期限の延長を行うことができる。

(サービスの停止)

第6条 図書館長は、宅配サービス利用者が第2条に定める要件を満たさなくなったとき又は偽りその他の不正の行為によって宅配サービスを利用していることが明らかになったときは、速やかに当該サービスを停止するものとする。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成22年8月1日から実施する。